十九

分野　医療及び福祉
小分野
産業分類　ＪＳＩＣ　八五九九　他に分類されない社会保険・社会福祉・介護事業
関連する義務　市場アクセス（第八・七条及び第八・十五条）
政府の段階　中央政府
措置　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四章
労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号）
概要　投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易
日本国の法令に基づいて厚生労働大臣の認可を得た事業主の団体又はその連合団体のみが、事業主の委託を受けて労働保険業務を行うことができる。日本国の法令によりそのような労働保険業務を行おうとする団体は、日本国内に事務所を設置し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

二十

分野　鉱業及び鉱業に付随するサービス
小分野
産業分類　ＪＳＩＣ　〇五　鉱業、採石業、砂利採取業
関連する義務　市場アクセス（第八・七条及び第八・十五条）
政府の段階　内国民待遇（第八・八条及び第八・十六条）
措置　中央政府
鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第二章及び第三章
概要　投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易
日本国の国民又は日本国の企業のみが、鉱業権又は租鉱権を保有することができる。（注）
注　鉱業権又は租鉱権を必要とするサービスは、日本国の国民又は日本国の法令により設立された企業が鉱業法第二章及び第三章の規定に従って供給しなければならない。

二十一

分野　石油業
小分野
産業分類（注）
ＪＳＩＣ　〇五三　原油・天然ガス鉱業
ＪＳＩＣ　一七一一　石油精製業
ＪＳＩＣ　一七二二　潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）
ＪＳＩＣ　一七四一＊１　舗装材料製造業
ＪＳＩＣ　一七九九＊１　その他の石油製品・石炭製品製造業
ＪＳＩＣ　四七一一＊１　倉庫業（冷蔵倉庫業を除く。）
ＪＳＩＣ　四七二一＊１　冷蔵倉庫業
ＪＳＩＣ　五三三一　石油卸売業
ＪＳＩＣ　六〇五一　ガソリンスタンド
ＪＳＩＣ　六〇五二＊１　燃料小売業（ガソリンスタンドを除く。）
ＪＳＩＣ　九二九九＊２　他に分類されないその他の事業サービス業
注　ＪＳＩＣの番号に付された星印１（＊１）は、これらの番号に定める活動のうち、この留保の対象となる活動が石油業に関連する活動に限られることを示す。ＪＳＩＣの番号に付された星印２（＊２）は、この番号に定める活動のうち、この留保の対象となる活動が液化石油ガス産業に関連する活動に限られることを示す。
関連する義務　内国民待遇（第八・八条）
政府の段階　中央政府
措置　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条（注）
注　この留保の適用上、外国為替及び外国貿易法第二十六条に定める「対内直接投資」の定義は、この留保の解釈について適用する。
対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条

概要　投資の自由化
１　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の石油業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。
２　審査については、当該投資が日本経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。（注）
注　この概要において、この附属書の日本国の表の十一の項、十三の項、十五の項、三十七の項、四十三の項、四十四の項、五十二の項及び五十四の項に規定する「国の安全」に言及していないことは、第一・五条の規定が当該審査について適用されないこと又は日本国が当該審査を正当化するために同条の規定を援用する権利を放棄することを意味するものではない。
３　投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。
４　エチレン、エチレングリコール、ポリカーボネートその他の全ての有機化学工業製品は、石油業の範囲外である。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、適用されない。

二十二

分野　自由職業サービス
小分野
産業分類　ＪＳＩＣ　七二一一　法律事務所
関連する義務　市場アクセス（第八・七条及び第八・十五条）
政府の段階　中央政府
措置　弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三章から第五章まで及び第九章
概要　投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易
１　法律サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により弁護士としての資格を有しなければならず、その所属する弁護士会の地域内に事務所を設置しなければならない。
２　法律サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく弁護士法人を設立しなければならない。

二十三

分野　自由職業サービス
小分野
産業分類　ＪＳＩＣ　七二一一　法律事務所
関連する義務　市場アクセス（第八・七条及び第八・十五条）
政府の段階　中央政府
措置　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第二章、第四章及び第五章
概要　投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易
１　外国法に関する法的な助言サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により外国法事務弁護士としての資格を有しなければならず、その所属する弁護士会の地域内に事務所を設置しなければならない。
２　日本国の法令に基づく外国法事務弁護士は、一年のうち百八十日以上日本国内に滞在しなければならない。
３　外国法に関する法的な助言サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく外国法事務弁護士法人を設立しなければならない。

二十四

分野　自由職業サービス
小分野
産業分類　ＪＳＩＣ　七二一二　特許事務所
関連する義務　市場アクセス（第八・七条及び第八・十五条）